

# やる気・元気・信州に好機 寺沢こうき 県政報告



(青木県民文化部長) 県は、世帯主の名前や住所、子どもの数

## 1 多子世帯応援クーポン・プレミアムパスポート事業について

**問** 最終的な申請世帯数及び人数、また利用率はどのような結果となったのか。また、この事業に対する対象世帯や協賛店舗等からの反響や効果などをどのように捉えているのか。

(青木県民文化部長) 2万9596世帯の子どもさん3万3915人を対象として、3億3千916万円分のクーポン券の配布をさせていただきました。実際にご利用いただいた金額で3億1千363万7千円、利用率は約92.5%となっております。多くの対象世帯の方から「子どもが多く、生活が苦しい中で助かった」などのご意見をいただいた。社会全体で多子世帯を応援する観点で、一定の効果があつたものと受け止めています。

**問** クーポン券は、まず対象家庭に申請書を郵送。申請書を返送する事により、クーポン券が郵送にて配布。つまり、クーポン券が手元に届くまでに一世帯につき3回分の郵便料金がかかっている事になる。そもそも事前に市町村を通じ対象世帯を把握していたはずであり、直接クーポン券を配布すれば郵便料金は3分の1で済み、さらに期間延長の再通知文が無駄になっているのではないか。事業実施において実際にかかった郵送料金額と内訳。また、なぜこのような配布方式にしたのか。

など個別の世帯情報は保有をしていません。その為、住民基本台帳のデータを直接使用できる市町村に対象世帯の抽出と申請書の送付を委託した。また、市町村においても、お子さんが県外に住民票を移しているケースなど、住民基本台帳上の情報だけでは、対象世帯や子どもの数等を正確に把握することが難しいことがあり、各世帯自ら申請書を提出いただくことにした。こうした事から、3回にわたる手順が必要となった。さらに、申請締切の9月末時点では、未申請世帯が約2300世帯あつたことから、できる限り多くの世帯にご活用いただくため、申請期間を延長し、再度ご案内をさせていただいた。申請書の発送費用は、未申請家庭への申請期間延長のご案内分40万5000円を含め、計336万2千500円となっており、世帯からの申請書の郵送料は237万8千円、クーポン券の各世帯への郵送料は580万円となっております。

**問** 県出身の芸術家の活躍、長野県の自然の中で芸術に触れるという点からも、芸術文化施設をもっと観光資源として活用

## 2 芸術文化施設と観光について

すべきではないか。また、信濃美術館の建て替えに向け検討されている中、その先を見据え、観光と芸術の融合の地盤作りは必要不可欠と考えるが所見を伺う。

(知事) 県としては、県内の様々な文化施設、文化芸術を観光に活かそうと、取り組みを続けている。例えば、安曇野や善光寺平等においては美術館等が連携してアトラクションの取り組みが進められている。ただ、まだまだ取り組みの姿勢は弱いなどというの、私の率直な感想です。先日、ルイ・ヴィトン展で、草間弥生さんデザインのバッグが、すごい人気を博しております。長野県ゆかりの芸術家がこのような形で活躍をされているということは我々ももちろん受け止めなければいけないと思う。これから観光戦略推進本部を作つて取り組んでいくが、もともとある風土、自然を活かしていくと同時に、長野県の強みとしての文化、歴史を、他県と差別化するツールとして使っていく。県の強みを磨いていくと同時に、その時々の中での流行、方向性も敏感に、アンテナ高くして察知をしながら、それに合わせた観光振興策にも取り組んでいきたい。



**問** 県内の芸術文化施設は、それぞれが知恵を絞っているが、観光誘客に取り組みんでいるが、芸術文化施設と観光といった結びつきの中で、これに特化した補助金制度はあるのか。また、観光部と連携し、芸術文化施設を観光資源とした観光施策に取り組みでいく考えはあるのか。

(青木県民文化部長) 文化施設を対象とする観光面に特化した補助制度というものはありませんが、文化振興基金を活用して文化財の活用による地域活力創出など、観光誘客の効果も期待できる取り組みを支援しています。銀座NAGANOにて安曇野アトラクションや善光寺平アトラクション等の美術館の作品を展示するなど、観光分野とも連携しながら県内の文化芸術施設の情報発信や誘客活動の支援を行っている。今後も観光部、教育委員会など関係部局とも連携をしっかりとしながら、県内文化施設の魅力や知名度を高めるとともに情報発信の一層の強化を図っていききたい。

## 3 子どもを性被害から守るための条例案について

**問** 条例の制定に対しては、冤罪を懸念する声が多くある。平成25年からの2年間に現行法では処罰できなかった案件が17件あったと聞く。一方でこの2年間の福祉犯の内、子どもの性被害関連犯罪による検挙人数が174人いるが、現在までにこの中から冤罪を疑う声があつているのか。冤罪を懸念されているという事は、県警の

捜査能力が疑われているということではないか。県民の不安払拭と警察本部の名譽のためにも、胸を張つて「そんなことはないんだ」、「信頼してほしい。まかせてくれ」という意気込みを伺う。

(警察本部長) 子どもの性被害関連犯罪の検挙人員は174人で、いずれも処分が確定しており、警察捜査が問題にされた事案は承知していない。条例案の検討過程において、一部の県民の皆様は、冤罪を懸念する声があることは承知している。捜査は、具体的な事案に即して、法令に規定する構成要件に該当する事実があるか否かについて証拠に基づいて判断するとともに、捜査に当たっては、個人の基本的な人権を尊重しつつ、公正誠実に行う事が基本である。この基本を踏まえ、被疑者取り調べ監督制度による取り調べの不適正行為の防止、客観証拠を確保するための携帯電話や防犯カメラ画像の解析など、各種施策を推進し、緻密かつ適正な捜査の更なる徹底を図っている。条例が制定された場合には、条例の趣旨を十分尊重し、その適切な運用を徹底していく。

**問** この条例への思いは、ただ47分の1でいたくないというように単純なものではないはず。長野県の子供達のためにという思いで、真剣に、情熱を持って取り組んで来られたと思う。是非ともその、熱い思いを伺いたい。



**問** この条例への思いは、ただ47分の1でいたくないというように単純なものではないはず。長野県の子供達のためにという思いで、真剣に、情熱を持って取り組んで来られたと思う。是非ともその、熱い思いを伺いたい。

(阿部知事) 子どもを性被害は、「魂の殺人」と称されるように、

大変子どもの尊厳を踏みにじる、許されない行為だと思つている。子ども達を取り巻く環境が、これまでと大きく変化の中で、今までと同じような対応で立ち止まっているということが本当にいいのかという問題意識を持って、この問題に臨んできた。他県の青少年保護育成条例と同じような条例を作るということではなく、子どもの性被害に特化したものを取りまとめ、県議会にお諮りしている。他県の条例は、ありとあらゆる規制罰則が条文に記載されている。こうしたものは、長野県としては、規制或いは罰則ということではなく、引き続き県民会議員の皆さん、県民運動を担っていただいている皆さんと一緒に取組んでいきたい。47番目に青少年保護育成条例を作る県ではなく、最初に子どもの性被害に特化した条例を作つた県に総合的な対策、子どもを性被害から守るための対策を進めていきたい。